

平成24年6月1日

## 外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分（輸出禁止）

経済産業省は、大協産業株式会社による外国為替及び外国貿易法違反事件に関し、同法第53条第2項に基づき、大協産業株式会社に対して輸出禁止2ヶ月の行政処分を行いました。その概要は以下のとおりです。

## 1. 行政処分について

大協産業株式会社に対し、次の輸出禁止の行政処分を行う。

輸出禁止対象貨物：全貨物

輸出禁止対象地域：全地域

輸出禁止期間：平成24年6月8日から平成24年8月7日まで（2か月間）

## 2. 事件の概要

大協産業株式会社は、ミャンマー連邦を仕向地として直流磁化特性自記装置を輸出しようとした際、平成20年9月18日、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたにもかかわらず、法第48条第1項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けず、ミャンマー連邦に向けて同装置を輸出しようとして、輸出者名義を理研電子株式会社とした上で、有限会社東興貿易及び理研電子株式会社と共謀の上、経済産業大臣の許可を受けることなく、平成21年1月23日、最終仕向地をマレーシアとする虚偽の輸出申告手続により、ミャンマー連邦向けに輸出しようとした。（当該貨物は、関係機関の協力によりミャンマー連邦向けの輸出は未然に防止された。）

（参考1）大協産業株式会社の外為法違反事件に関しては、平成21年6月に経済産業省は刑事告発を行っており、平成24年2月に有罪判決が確定している。

（判決）大協産業株式会社：罰金300万円

武藤 裕彦：懲役1年（執行猶予3年）

（参考2）大協産業株式会社の概要

代表者：武藤 裕彦（代表取締役社長）

本 社：東京都渋谷区

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易検査官室長 藤代

担当者 掛川

電話：03-3501-1511（3276～3278）

03-3501-2841（直通）